

2021 February

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
労働保険概算保険料分割納付第3期分の納付 労働者死傷病報告書(休業4日未満)提出(前年10月~12月) 外国人雇用状況届出書(前年12月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(前年12月分)	1 先勝 固定資産税の償却資産の申告 給与所得の源泉徴収票の交付 給与所得の源泉徴収票等の法定 調書合計表等の提出 給与支払報告書の提出	2 友引	3 先負	4 仏滅	5 大安	6 赤口
7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅 1月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(1月雇入分)	11 大安 建国記念の日	12 先勝	13 友引
14 先負	15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝	19 友引	20 先負
21 仏滅	22 大安	23 赤口 天皇誕生日	24 先勝	25 友引	26 先負	27 仏滅
28 大安						2021 3 日 月 火 水 木 金 土 7 1 2 3 4 5 6 14 8 9 10 11 12 13 21 15 16 17 18 19 20 28 22 23 24 25 26 27 29 30 31

2月の総務・経理のお仕事カレンダー



税務

- 1月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 2月10日(水)まで
- 前年12月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税を除く)。
→ 決算応当日(月末決算では3月1日(月))まで
- 令和3年6月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→ 決算応当日(月末決算では3月1日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち3月・6月・9月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では3月1日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち前年11月・12月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では3月1日(月))まで
- 固定資産税・都市計画税(第4期分)の納付
→ 市町村条例指定日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(1月雇入分)
→ 2月10日(水)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の1月雇入・離職分)
→ 3月1日(月)まで

- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(1月分)
→ 3月1日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

所得税の確定申告

非上場株式等の少額配当、上場株式等の配当には申告不要制度が設けられていますが、あえて確定申告することも可能です。この場合の税務・労務の注意点を記載します。

【税務上の注意点】

所得税(復興特別所得税含む。以下同じ)においては、非上場株式等の配当金には20.42%の所得税が源泉徴収され、上場株式等の配当金には15.315%の所得税が源泉徴収されているため、確定申告時の税率と源泉徴収税率を比較等して有利選択することができます。ただし、確定申告することにより所得要件で配偶者控除等の対象から外れてしまう可能性もあります。

【労務上の注意点】

配当所得を確定申告すると収入・所得が増加するため、年金や健康保険で扶養の対象外に、国民健康保険料等では保険料や医療費自己負担の増加に、保育園の保育料増加に繋がる可能性があります。なお、所得税では確定申告をする、住民税では申告不要制度を選択する場合は上記の影響を受けないこともあります。

以上、税務・労務の総合的な観点から確定申告を行うかどうかを選択する必要があります。



で読める! 税務基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜



令和2年度分の固定資産税は猶予、令和3年度分の固定資産税は軽減!

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境に直面している中小事業者等を支援するために、令和2年度分の固定資産税（土地及び居住用家屋に係る固定資産税を含む全て）については、申請を行うことによって1年間の徴収猶予（無担保かつ延滞金なし）を受けることができ、また、令和3年度分の固定資産税については、令和3年1月31日*1までに申告を行うことによって、固定資産税（事業用家屋及び償却資産に限る）の負担を軽減（ゼロ又は1/2）する措置の適用を受けることができます。

なお、この軽減措置の適用を受ける場合には、事前に認定経営革新等支援機関等*2の確認（申告書への記名・押印等）が必要となります。

*1 1月31日が日曜日のため、申告期限が2月1日（月）の自治体もあります。申告先の自治体へご確認ください。

*2 認定経営革新等支援機関等とは、国から中小企業に対して専門性が高い支援事業を行うものとして認定を受けた金融機関等、認定経営革新等支援機関に準ずる都道府県中小企業団体中央会、商工会議所以外に、認定を受けているか否かにかかわらず公認会計士、税理士又は青色申告会等をいいます。

● 新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入の減少があった中小事業者等（大会社の子会社等を除く）は、事業収入の減少率に応じて、令和3年度分の事業用家屋や償却資産に係る固定資産税（都市計画税を含む）について軽減を受けることができます。

【軽減率】

		軽減率
令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて	30%以上50%未満減少している場合	2分の1
	50%以上減少している場合	全額

【対象資産及び手続等】

対象資産	事業用家屋・償却資産 (注) 土地は軽減の対象資産ではありませんが、令和3年度については、税負担が増加しない特別措置が講じられる予定です。
手続	認定経営革新等支援機関等に下記の事項について確認を受け、申告書を発行してもらう。 ①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の事業専用割合 令和3年1月31日までに、固定資産税を納付する市町村へ申告 (注) 虚偽の記載をした場合は罰則規定が設けられています。
市町村への提出書類	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村が定める特例申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押された原本） 事業収入の減少を証明する書類（会計帳簿の写し等） <p>事業用家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業用家屋の特例対象資産一覧 特例対象資産の事業専用割合を示す資料（法人税別表十六や所得税青色決算書、収支内訳書の写し） <p>償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度 償却資産税申告書